

○ 主観点数評価基準

評価項目	評価基準
① ISO認証取得	○ 前年の12月31日現在、ISO9000シリーズを認証取得している市内に本店を有する事業者（以下、市内業者という。）に10点、14001を認証取得している市内業者に5点加点する。
② 障がい者雇用状況	○ 前年の6月1日現在、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）に基づく障がい者の雇用義務を達成し、同法第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告をしている市内業者及び同法に基づく報告義務はないが、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である常勤の役員又は使用人が在籍している市内業者に10点加点する。
③ 少子化対策	○前年の12月31日現在において、「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府市労働局に届出している場合又は、「岐阜県子育て支援企業登録制度」に登録している場合に10点加点する。
④ 地域社会への貢献度	
1 ボランティア活動等への参加	○ 前年の1月1日から12月31日までの間で、各務原市内において道路清掃や河川清掃のボランティアに積極的に参加するなど、企業として定期的に地域社会への貢献度が高い活動を行った市内業者に10点加点する。
2 災害時応援協力状況	○ 前年の12月31日現在、各務原市地域防災計画に基づく災害時における社会基盤の応急復旧等に関し、各務原市と締結された「災害時における応援協力に関する協定」に参加している市内業者に10点加点する。
3 消防団協力活動状況	前年の12月31日現在、各務原市内の消防団に所属する消防団員である常勤の役員又は使用人が在籍している市内業者に1名につき1点加点する。ただし、1業者10点を限度とする。

<p>⑤ 工事成績</p>	<p>○ 前々年の1月1日から前年12月31日までに各務原市が発注した工事の完成検査に合格した平均工事成績について、以下のとおり点数を加減点する。</p> <p>7 1点以上の場合 1点につき5点加点</p> <p>6 5点未満の場合 1点につき5点減点</p> <p>共同企業体の場合は、各該当点数を各構成員に付与する。</p>												
<p>⑥ 入札参加資格停止</p>	<p>○ 前年の1月1日から12月31日までの間に、各務原市より入札参加資格停止措置を受けた場合は、停止期間に応じて以下のとおり減点する。</p> <table border="1" data-bbox="647 707 1366 1003"> <thead> <tr> <th>資格停止期間</th> <th>減点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1ヶ月以内</td> <td>件数×(−10)点</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月を超え2ヶ月以内</td> <td>件数×(−20)点</td> </tr> <tr> <td>2ヶ月を超え4ヶ月以内</td> <td>件数×(−30)点</td> </tr> <tr> <td>4ヶ月を超え6ヶ月以内</td> <td>件数×(−40)点</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月を超える</td> <td>件数×(−50)点</td> </tr> </tbody> </table>	資格停止期間	減点	1ヶ月以内	件数×(−10)点	1ヶ月を超え2ヶ月以内	件数×(−20)点	2ヶ月を超え4ヶ月以内	件数×(−30)点	4ヶ月を超え6ヶ月以内	件数×(−40)点	6ヶ月を超える	件数×(−50)点
資格停止期間	減点												
1ヶ月以内	件数×(−10)点												
1ヶ月を超え2ヶ月以内	件数×(−20)点												
2ヶ月を超え4ヶ月以内	件数×(−30)点												
4ヶ月を超え6ヶ月以内	件数×(−40)点												
6ヶ月を超える	件数×(−50)点												